

さくら市農業委員会総会議事録（令和4年12月定例総会）

1. 開催日時 令和4年12月22日（木）午後1時30分から午後2時38分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	18番	齋藤 敏一
会長職務代理者	19番	石田 多美子
委員	2番	古澤 一郎
	3番	小林 功
	5番	伊藤 喜章
	6番	片岡 純雄
	7番	小菅 和彦
	8番	小林 薫
	9番	大谷 伸二
	10番	加藤 幸治
	11番	関 誠
	12番	千野根 友治
	13番	柴山 昇
	14番	石原 功江
	15番	石塚 良男
	16番	小林 義和
	17番	七久保 勉
	20番	手塚 智枝子

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 農地移動適正化あっせん申し出について
	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第5号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大竹	宏委
係長	大山	昌良
主査	高野	洋
主事	大野	まりか

7. 会議

事務局	大竹	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は18名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	齋藤	<p>皆さんこんにちは。大変お寒い中、足元の悪い中、総会に出席いただき誠にありがとうございます。また、先週の研修会は大変お疲れさまでした。久しぶりの研修会を開催出来て良かったと思います。内容的には最後まで興味深く聞けるような良い内容だったと思います。研修会に関するアンケートになるべく答えていただいて、皆さんの声を反映して今後も良い研修会にしてもらいたいと思います。本日は件数自体はあまり多くありませんが、慎重審議をお願いいたします。</p> <p>それではただ今から、さくら市農業委員会12月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	大竹	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第1号7件、議案第2号1件、議案第4号4件、の合計12件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>

議長	齋藤	次に、第2調査会委員長の報告を求めます。
7番	小菅	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、議案第4号2件の合計3件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	齋藤	次に、第3調査会委員長の報告を求めます。
17番	七久保	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第2号2件、議案第4号2件の合計4件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	齋藤	次に、第4調査会委員長の報告を求めます。
6番	片岡	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第1号1件、議案第3号1件の合計2件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	齋藤	<p>それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。</p> <p>13番の柴山昇委員、14番の石原功江委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第4調査会の委員長より指名願います。

6 番	片岡	あっせん委員といたしまして、13番 柴山昇委員、6番 片岡で担当いたします。
議長	齋藤	それでは、議案第1号 番号1番のあっせん委員は、6番 片岡純雄委員、13番 柴山昇委員を指名します。 続きまして、議案第1号 番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。) この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
2 番	古澤	あっせん委員といたしまして、5番 伊藤喜章委員、8番 小林薫委員を指名します。
議長	齋藤	それでは、議案第1号 番号2番のあっせん委員は、5番 伊藤喜章委員、8番 小林薫委員を指名します。 続きまして、議案第1号 番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第1号番号3番について、朗読して説明する。) この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
2 番	古澤	あっせん委員といたしまして、5番 伊藤喜章委員、8番 小林薫委員を指名します。

議長	齋藤	<p>それでは、議案第1号 番号3番のあっせん委員は、5番 伊藤喜章委員、8番 小林薫委員を指名します。</p> <p>続きまして、議案第1号 番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第1号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。</p>
2番	古澤	<p>あっせん委員といたしまして、5番 伊藤喜章委員、8番 小林薫委員を指名します。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、議案第1号 番号4番のあっせん委員は、5番 伊藤喜章委員、8番 小林薫委員を指名します。</p> <p>続きまして、議案第1号 番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第1号番号5番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。</p>
2番	古澤	<p>あっせん委員といたしまして、5番 伊藤喜章委員、8番 小林薫委員を指名します。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、議案第1号 番号5番のあっせん委員は、5番 伊藤</p>

		喜章委員、8番 小林薫委員を指名します。 続きますして、議案第1号 番号6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第1号番号6番について、朗読して説明する。) この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
2番	古澤	あっせん委員といたしまして、5番 伊藤喜章委員、8番 小林薫委員を指名します。
議長	齋藤	それでは、議案第1号 番号6番のあっせん委員は、5番 伊藤喜章委員、8番 小林薫委員を指名します。 続きますして、議案第1号 番号7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第1号番号7番について、朗読して説明する。) この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
2番	古澤	あっせん委員といたしまして、5番 伊藤喜章委員、8番 小林薫委員を指名します。
議長	齋藤	それでは、議案第1号 番号7番のあっせん委員は、5番 伊藤喜章委員、8番 小林薫委員を指名します。 続きますして、議案第1号 番号8番について、事務局の説明を

		求めます。
事務局	大山	(議案第1号番号8番について、朗読して説明する。) <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。</p> <p>今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
2番	古澤	あっせん委員といたしまして、5番 伊藤喜章委員、8番 小林薫委員を指名します。
議長	齋藤	それでは、議案第1号 番号8番のあっせん委員は、5番 伊藤喜章委員、8番 小林薫委員を指名します。 <p>続きまして、議案第1号 番号9番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	(議案第1号番号9番について、朗読して説明する。) <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。</p> <p>今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。
7番	小管	あっせん委員といたしまして、11番 関 誠委員、16番 小林義和委員を指名します。
議長	齋藤	それでは、議案第1号 番号9番のあっせん委員は、11番 関誠委員、16番 小林義和委員を指名します。 <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請につい</p>

		て」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
9番	大谷	案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) 詳細は事務局の説明のとおりなのですが、現在、〇〇は△△△場が主体となっていますが、□□□町のほうに若干のイチゴの栽培を行っておりまして、今回農地拡大で申請しておりますが、現在、栽培している状態です。以前、4団体共同でイチゴのハウス栽培を予定していましたが頓挫してしまいまして、〇〇が賃借している状態です。担当に先日話を聞いたところ、既に申請済であると思っていたが申請されていなかったもので、今回申請に至りました。 18日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。がやむを得ないと判断しております。以上のような状況でございます。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。

		<p>続きまして、議案第2号 番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第2号 番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
12番	千野根	<p>案内図2-2をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>申請地は〇〇が△△より贈与を受け、経営規模拡大する案件です。両家は本家と分家のような関係で、〇〇が長年にわたり申請地を管理しています。詳細は事務局の説明のとおりです。</p> <p>先日19日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第2号 番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号 番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第2号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下</p>

		<p>限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>案内図2-3をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>〇〇が親の土地を継承する案件であります。〇〇は△△組合の理事長として約100haの田を耕作しています。詳細は事務局の説明のとおりで何ら問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第2号 番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約8.5haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>

10番	加藤	<p>案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>申請者は令和2年3月に許可を受けた事業計画を変更する案件であります。変更理由は、この数年のコロナ渦、社会経済の変化を踏まえた事業の効率化・円滑化による経営基盤の充実のため倉庫、研究棟などの規模を縮小した計画となっております。主な計画については倉庫、研究棟など4棟で4034㎡、変更前は3棟で5732㎡、駐車場が59台、変更前が71台、資金計画は17億4,680万円、変更前は19億3,622万円となっております。</p> <p>周辺農地への被害防止対策としては、自然環境の保全に配慮し、変更前と比較して切土量を減少させ、ブロック積み及び安定勾配、30度、による法面を設置し、土砂の流出入防止を図るとともに、農地の出入りのために進入路を確保します。また、山林を切り開き、更に伐採することにより、日照・通風等の影響は以前よりはるかに良くなると考えております。</p> <p>12月16日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題ないと判断しております。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号1番について、朗読して説明する。)</p>

なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

以上です。

議長 齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

9番 大谷

案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する)

この案件は、売買により一般住宅を建築する案件です。

土地の選定理由については、現在の借家から車で10分以内と近く、生活環境も変わらず、上下水道も完備されているということで、今回の申請に至りました。

土地利用計画につきましては、一般住宅2階建、取水は、さくら市上水道より取水。排水は、さくら市公共下水道に排水します。雨水の処理は宅地内にて自然浸透処理します。

資金計画につきましては、用地取得費等、諸々含めまして合計4,500万円 全額借入金で対応いたします。

周辺農地への被害防除対策は、申請地東側は水路、西側は道路、南側は宅地と田、北側は所有者の田となっております。北側境界にフェンスを設置し土砂の流出を防止します。

18日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題ないと判断しております。

皆様のご審議をお願いいたします。

議長 齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号 番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
9番	大谷	<p>案内図4-2をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>この案件は、売買により一般住宅を建築する案件です。</p> <p>土地の選定理由については、現在、〇〇〇町の借家に住んでおりまして、申請地は会社までの通勤距離や実家までの距離が近く、北側30mに市道が通り、敷地の西側も市道に面し交通の便が良く、上下水道も完備され住環境に優れているため今回の申請に至りました。</p> <p>土地利用計画につきましては、木造2階建、取水は、さくら市上水道より取水。雨水の処理は宅地内にて自然浸透処理します。汚水は、さくら市公共下水道に接続します。</p> <p>資金計画につきましては、収入は自己資金340万円、借入金3,000万円、合計3,340万円、諸経費は同額の3,340万円です。</p> <p>周辺農地への被害防除対策は、申請地東側は水路、西側は市道、南側は転用申請中の宅地、北側は農地となっております。北側農地との境界及び東側水路との境界にブロック2～3段設置し土砂の流出を防止します。</p> <p>18日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題ないと判断しております。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい</p>

		たします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第4号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第4号 番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号 番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第4号番号3番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第一種中高層住居専用地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
5番	伊藤	案内図4-3をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、畑を分割して、その一部を売買で一般住宅を建築する案件です。 周りは、区画整理した綺麗な住宅地ですので、上水道・下水道全て接続可能なので、転用することに何ら問題ないと考えます。 15日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無ら問題ないと判断しております。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】

議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号 番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号 番号4番から番号5番の2件については、いずれの件も上阿久津台地土地区画整理事業地内における所有権移転でありますので、一括審議とさせていただきます。</p> <p>では、議案第4号番号4番から番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号4、5番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、いずれの案件も、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小林	<p>議案第4号 番号4番から番号5番の2案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内でありますので、場所の説明は省略させていただきます。いずれも譲渡人が住宅建築を目的として農地法第5条の許可を受けた土地です。今回の案件は譲渡人から一般住宅の建築を予定している譲受人への所有権移転の案件であります。許可することは何ら問題ないと判断しております。なお、各案件とも資金計画としまして金融機関からの融資証明書が添付されております。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p>

		議案第4号 番号4番から番号5番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号 番号4番から番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号 番号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号6番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>案内図4-6をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>この案件は、今年の9月26日に農振農用地除外申請が承認されているところでございます。</p> <p>この案件は、〇〇が祖母である△△の所有する敷地を一般住宅として使用貸借権を設定して住宅を建てる案件です。</p> <p>転用行為の必要性につきましては、現在、〇〇〇町内のアパートを借りて家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い手狭になり、この度祖母から土地を譲り受ける確約がとれたため市内に自己所有住宅の建築を計画しました。また、実家に暮らす祖母と母は高齢であり生活介護が必要なことから、また、子どもの小学校進学の時期に合わせるため実家近くに建てる必要があります。</p> <p>土地利用計画につきましては、木造2階建て、取水は、さくら市上水道より取水。生活排水は、合併浄化槽敷地内処理。雨水は敷地内浸透処理します。敷地内約0.6m盛土し、周囲をL型擁壁で囲い土砂の流出を防ぎます。</p> <p>資金計画につきましては、土地造成・工事費、建築、その他経費 3,500万円 全額借り入れにて補います。融資証明書が添</p>

		付されております。
		<p>周辺農地への被害防除対策は、南側は道路、西・北・東側は全て農地ですが、2～3m農地より離して建築するため日照通風への影響は軽微であると判断します。</p> <p>15日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無ら問題ないと判断しております。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号 番号6番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号 番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号 番号7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号7番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第一種中高層住居専用地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
5番	伊藤	<p>案内図4-7をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>事務局から説明があったとおり、用途地域内であり、上水道・下水道が接続可能であり、土地を分筆して売買し、一般住宅を建築するものであります。</p> <p>15日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におき</p>

		<p>まして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無ら問題ないと判断しております。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第4号 番号7番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号 番号7番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号 番号8番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号8番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
8番	小林	<p>案内図4-8をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>転用行為の必要性及び土地の選定理由については、〇〇と△△は親子関係であり、実家の両親が高齢であり休日を利用し農業の手助けをするため、また、現在□□□の住宅から子ども二人が〇〇小学校に通っておりますが、実家の近くに住宅を新築すれば引き続き〇〇小学校に通えるということで、今回の申請地が最適であると判断しました。</p> <p>土地利用計画につきましては、取水は、東側道路本管給水管よ</p>

		<p>り取水予定です。排水は、5人槽の合併浄化槽に接続し、西側水路へ放流します。放流同意取得済です。</p> <p>資金計画につきましては、支出2,924万2千円を借入金3,000万円でまかさないます。</p> <p>周辺農地への被害防除対策は、申請地東側・南側・西側の周囲の農地は父が所有しており、木造1階建で農業用排水にも影響はありません。</p> <p>その他法令につきましても、特に問題はありません。</p> <p>先週、地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無ら問題ないと判断しております。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号 番号8番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号 番号8番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。</p> <p>議案第5号につきましては、私が当事者でありますので退席させていただきます、議事の進行を職務代理にお願いいたします。</p>
議長	石田	<p>議長からの指名により、議長に代わり議事の進行を行います。</p> <p>それでは、改めまして、議案第5号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。</p>
6番	片岡	<p>議案第5号につきましては、当事者であるため退席いたします。</p>

8 番	小林	同様に、議案第 5 号につきましては、当時者であるため退席いたします。
議長	石田	<p>議案第 5 号につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、当時者である 6 番「片岡純雄 委員」、8 番「小林薫 委員」、18 番「齋藤敏一 委員」の退席を許可します。</p> <p>【 6 番 片岡 純雄 委員 退席】</p> <p>【 8 番 小林 薫 委員 退席】</p> <p>【18 番 齋藤 敏一 委員 退席】</p>
議長	石田	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和 4 年度 第 9 号 公告予定年月日は令和 4 年 12 月 28 日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規 28 件、再設定 51 件、農地中間管理権取得が 2 件、所有権移転が 3 件となっております。なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	石田	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
17 番	七久保	資料の最後のページ、備考欄の「再配分」について説明して下さい。
事務局	大山	「再配分」とは、借り手が変わったときに再配分という表示をします。今回は〇〇に借り手が変わるということです。

7番	小管	農地中間管理機構が新しい人に貸すというときは「再配分」となるのですね。
事務局	大山	そのとおりです。
議長	石田	七久保委員、大丈夫ですか。
17番	七久保	大丈夫です。
議長	石田	その他何かございますか。
		【異議なしの声あり】
議長	石田	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	石田	全員挙手ですので、議案第5号については、原案どおり承認されました。 6番「片岡純雄 委員」、8番「小林薫 委員」、18番「齋藤敏一 委員」の着席を願います。
		【6番 片岡 純雄 委員 着席】
		【8番 小林 薫 委員 着席】
		【18番 齋藤 敏一 委員 着席】
議長	石田	ここで議長を会長に代わります。
議長	齋藤	次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号11番、 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号4番はお目通しを願います。 本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。 (午後2時38分)